

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の、昭和39年3月の国民年金保険料並びに57年3月及び58年3月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月
② 昭和57年3月
③ 昭和58年3月

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を役場で納付していたにもかかわらず、昭和39年3月の国民年金保険料並びに57年3月及び58年3月の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、農業者年金基金に制度発足当初の昭和46年1月から加入し、60歳に到達するまでの同保険料も完納するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は合計3か月と短期間である上、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間②及び③については、農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料の納付が義務付けられていることから、申立人は、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和39年3月の国民年金保険料並びに57年3月及び58年3月の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者における資格喪失日は昭和 56 年 10 月 3 日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 2 日から同年 10 月 3 日まで

船員手帳によると、私は、昭和 56 年 10 月 2 日まで、A 丸に、甲板員として乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者の船員保険被保険者名簿において、申立人の船員保険の被保険者資格の喪失日は昭和 56 年 10 月 3 日から同年 9 月 2 日に訂正されているが、当該訂正を行った理由及び年月日を確認することはできない。

一方、申立人が提出した船員手帳の記録並びに A 丸の船員保険に係る各種手続を行っていた B 組合が保管する申立人に係る船員カード及び船員保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 56 年 10 月 3 日に、船舶所有者における船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、船舶所有者の船員保険被保険者名簿により、昭和 56 年 10 月上旬に船舶所有者における船員保険の被保険者資格を喪失していたことが確認できる当時の複数の同僚は、「申立人は最後まで乗船勤務していた。また、申立人と一緒に下船したことを覚えている。」旨を供述していることから、申立人の資格喪失日について、訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、昭和 56 年 10 月 3 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船舶所有者における昭和 56 年 9 月の船員保険被保険者名簿の記録から、26 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年8月12日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、「勤務していた事業所は、結婚する意思を持って退職した。」旨を供述している申立人が、以後厚生年金保険に加入する意思があったとは考え難い上、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間後の被保険者期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月12日から32年4月26日まで

申立期間以前に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶はあるものの、申立期間の脱退手当金については、受給した記憶が無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、昭和32年9月16日に合算して脱退手当金が支給決定されたこととなっているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立期間の記号番号は、32年12月7日に申立人が受給を認めている期間の記号番号に重複整理された記録が確認でき、申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて脱退手当金が支給されたために重複整理されたものと考えるのが自然である。

また、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には脱退手当金を支給した旨の「脱」表示があるが、これに記載されている社会保険事務所（当時）名は、申立人が受給を認めている期間の事業所を管轄する社会保険事務所ではなく、脱退手当金の支給処理を行った申立期間における最終事業所を管轄する社会保険事務所であることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は申立人が受給を認めている期間と併せて受給したものと認められる。

さらに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金の受給手続き及び受給した記憶は一度だけで、他に受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。